

別記様式（第2条関係）

会議結果報告書

令和4年4月19日

会議の名称	庁議
開催日時	令和4年4月19日（火）9時30分～9時40分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	市長 香川武文 副市長 櫻井正彦 教育長 柚木 博 総合行政部長 村山 修 総務部長 豊島俊二 市民生活部長 松井俊之 福祉部長 中村修 子ども・健康部長 大熊克之 都市整備部長 中森福夫 市長公室長 松永 仁 上下水道部長 細田雄二 会計管理者 榎本章一 議会事務局長 北村竜一 監査委員事務局長 近藤政雄 教育政策部長 今野美香 (計15人)
欠席者職氏名	
説明員職氏名	【報告】 1 総合行政部長 村山修 2 監査委員事務局長 近藤政雄
議 題	【報告】 1 夏季期間の勤務時間中の服装等について（総合行政部） 2 志木市監査結果の取扱基準について（監査委員事務局）
結 果	【報告】 1 了解 2 了解
事務局職員職氏名	秘書課副課長 小堀 健
その他必要事項	特になし

会議内容の記録（経過、結果等）

開会

総合行政部長が開会を告げる。

【報告】

1 夏季期間の勤務時間中の服装等について（総合行政部）

○概要説明：総合行政部長

【内容】

暑さによる事務能率低下の防止や、地球温暖化防止対策及び省エネルギーの観点から、令和4年5月1日から10月31日までの期間は軽装とし、ネクタイの着用を不要とする。ただし、すべての職員に強制するものではない。

○質疑応答等

特になし

2 志木市監査結果の取扱基準について（監査委員事務局）

○概要説明：監査委員事務局長

【内容】

平成29年の地方自治法改正により、監査委員は監査基準に従うこととし、監査基準は地方公共団体の監査委員が定め、公表することとされている。

本市においても、勧告制度の導入など、国が示す監査基準の指針に則した志木市監査基準を改めて制定し、本年4月1日付で部局長及び所属長あてに通知したところである。

そこで、本市監査機能の充実強化に向けた取組の一つとして、当該監査基準に基づき実施する監査結果の取扱いについて、必要な事項を定めることにより、統一的判断を期すとともに、監査対象部局に対し是正・改善を促し、事務執行の適正化を図るものである。

なお、今後の監査等の結果について運用するので対応をお願いしたい。

○質疑応答等

特になし

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。